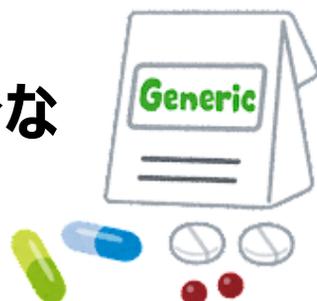


ご来院される皆さまへ

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。



- 医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。
- 状況によっては、患者さまへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたらご相談ください。



- 当院では後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。
- 一般名処方について、ご不明な点などありましたらご相談ください。



※一般名処方とは
お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者さまに必要な医薬品を提供しやすくなります。

お薬についてのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- 28日以上長期処方を行うこと
- リフィル処方せんを発行すること

のいずれも対応可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、患者さんの病状に応じて、担当医が判断いたします。

ご不明な点などありましたらご相談ください。



【参考】保険医療機関及び保険医療養担当規則（厚生労働省令）

第20条第2号 投薬

へ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに1回14日分、30日分又は90日分を限度とする。